二十二　培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら小児科又は産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　小児科又は産婦人科を標榜（ぼう）していること。
②　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑦　当該療養について症例を実施していること。
二十三　角膜ジストロフィーの遺伝子解析
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
角膜ジストロフィー
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　眼科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　眼科を標榜（ぼう）していること。
②　臨床検査技師が配置されていること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑦　当該療養について症例を実施していること。
二十四　前眼部三次元画像解析
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱（ほう）性角膜症、円錐（すい）角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら眼科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。
②　眼科専門医であること。
③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　眼科を標榜（ぼう）していること。
②　医療機器保守管理体制が整備されていること。
③　当該療養について十例以上の症例を実施していること。
二十五　急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的ＰＣＲ法による骨髄微小残存病変（ＭＲＤ）量の測定
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
急性リンパ性白血病（ＡＬＬ）又は非ホジキンリンパ腫（ＮＨＬ）であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはバーキットリンパ腫
ロ　施設基準
(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
①　主として実施する医師に係る基準
(イ)　専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(ロ)　血液専門医であること。
(ハ)　当該療養について三年以上の経験を有すること。
(ニ)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。
②　保険医療機関に係る基準
(イ)　小児科を標榜（ぼう）していること。
(ロ)　実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。
(ハ)　臨床検査技師が配置されていること。
(ニ)　病床を十床以上有していること。
(ホ)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
(ヘ)　当直体制が整備されていること。
(ト)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(チ)　医療機器保守管理体制が整備されていること。
(リ)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(ヌ)　医療安全管理委員会が設置されていること。
(ル)　当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
①　主として実施する医師に係る基準
(イ)　専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(ロ)　血液専門医であること。
②　保険医療機関に係る基準
(イ)　小児科又は内科を標榜（ぼう）していること。
(ロ)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(ハ)　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。